

# 吉備国際大学通信教育部規程

(目的)

第1条 吉備国際大学通信教育部（以下、「本学通信教育部」という。）は、教育基本法および学校教育法の本旨にのっとり、国際化社会に向けて通信教育により、学部・学科の学術研究領域に関する理論および社会問題を研究教授し、応用力をもつ人格を陶冶することを目的とする。

(学部、学科及び収容定員)

第2条 本学通信教育部に次の学部・学科を置き、学生定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
心理学部	子ども発達教育学科	—	2年次 — 3年次 —	—

(授業の方法)

第3条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、次のいずれかの方法又は併用により行う。

- 一 印刷教材等による授業（電子出版による教材を含む）
  - 二 面接授業
  - 三 メディアを利用して行う授業
- 2 学修指導は、印刷教材・質疑応答・設題解答・添削指導及び面接授業その他適当な方法によって行う。

(単位)

第4条 各授業科目の単位数は、別表 I に定める。

(単位の計算方法)

第5条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- 一 印刷教材等による授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。
- 二 面接授業又はメディアを利用して行う授業については、本学学則第18条の定めるところによる。

(授業科目の配当)

第6条 授業科目は4カ年に配当する。

(単位の認定)

第7条 試験に合格した履修科目については、所定の単位を与える。

- 2 試験に不合格の場合は、再試験を受けることができる。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第8条 本学通信教育部は、教育上有益と認めるときは、大学の定めるところにより学生が他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）において、履修した授業科目について修得した単位を60単位を超えない範囲で、本学通信教育部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第9条 本学通信教育部は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学通信教育部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により、本学通信教育部において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

3 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校が行う公開講座又は地方公共団体、公益法人等が行う事業における計画的かつ継続的な体育実技の学修で、本学通信教育部において大学教育に相当すると認めた場合は、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条 本学通信教育部は、教育上有益と認めるときは、学生が本学通信教育部に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学通信教育部に入学した後の本学通信教育部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(卒業)

第11条 本学通信教育部学生は、別表Iに規定する授業科目中、124単位以上を修得しなければならない。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数124単位のうち30単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該30単位のうち10単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

(学位)

第12条 学士の学位は、次のとおりとする。

学士（子ども発達教育学）

2 学位授与に関し必要な事項については、本学学位規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、4月及び10月とする。ただし、随時入学を許可することがある。

(入学資格)

第14条 正科生として本学通信教育部に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

三 外国において学校教育における12年の学校教育を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む）

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学志願)

第15条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて願い出なければならない。

2 入学願書の受付期間は、別に定める。

3 本学通信教育部志願者については、別に定めるところにより選考する。

(入学手続)

第16条 入学を許可された者は、指定の期日までに所定の書類、所定の入学金、授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

2 前項の手続きを完了した者に対して、学長は入学許可を与える。

(休学)

第17条 学生は、疾病その他の理由により、引き続き3ヶ月以上就学困難な場合は、医師の診断書または詳細な事由を添えて、学長に願い出て許可を受け休学することができる。

2 疾病その他の事由により、就学することが適当でないと認められる時は、学長が教授会の意見を聴いたのち、期間を定め休学を命ずる。

第18条 休学期間は、通算して4年をこえることはできない。

第19条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間内において、事由が消滅し就学しようとするときは、復学願を提出し学長の許可を受け復学することができる。

(退学)

第21条 学生が疾病その他の事由により退学しようとするときは、医師の診断書または詳細な事由書を添えて、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(入学検定料・入学金・授業料等の額)

第22条 入学検定料・入学金および授業料等は別表Ⅱのとおりとする。

2 既納の学納金は、原則として返還しない。

3 授業料及びその他納付金は、経済情勢、その他の事情により在学中でもその額を変更することがある。

(編入学)

第23条 本学通信教育部の2年次以降に編入学を希望する者は、選考の上編入学を許可する。

2 編入学による学生の在学期間は、入学を許可された年次に応じた在学すべき年数の2倍に相当する年数をこえることはできない。

3 編入学の取り扱いは、別に定める。

(再入学)

第24条 次の各号の一に該当する者が所定の手続きを経て再入学を願い出たときは、学長が教授会の意見を聴いたのち、入学を許可する。

一 本学を第21条により退学し、再入学を願い出た者

二 第18条に定める休学期間をこえてなお修学できなかった者

(科目等履修生)

第25条 本学通信教育部において、開講する特定の科目について履修を希望する者は、科目等履修生として履修を許可する。

2 科目等履修生の取り扱いは、別に定める。

(学内履修生)

第26条 本学通信教育部において、本学通学課程に在籍する学生が開講する特定の科目について履修を希望する場合には、学内履修生として履修を許可する。

2 学内履修生の取り扱いは、別に定める。

(特別履修生)

第27条 第14条の入学資格を欠く時は、特別履修生として履修を許可する。

2 特別履修生の取り扱いは、別に定める。

(除籍)

第28条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長が教授会の意見を聴いたのち、除籍する。

- 一 在学期間修業してなお卒業の認められない者
- 二 正当な理由なく授業料その他の納付金納入の義務を怠り、再三の督促を受けてもなお納入しない者
- 三 死亡並びに長期間にわたり行方不明の者

(学生証)

第29条 正科生に学生証を交付する。

(身分証明書)

第30条 科目等履修生及び特別履修生には、それぞれの身分証明書を交付する。

(教授会)

第31条 本学通信教育部に通信教育部教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業および課程の修了
  - 二 学位の授与
  - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの（以下この項目を「学長裁定」という。）
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長および学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第31条の2 本学の教授会に関する規程および学長裁定は別に定める。

(保育士資格を取得するための条件)

第32条 保育士資格を取得しようとする者は、本学通信教育部の修了要件を満たし、指定保育士養成施設指定基準の定めに従い、本学所定の教科目および単位を修得しなければならない。

(教員免許状を取得するための条件)

第33条 教員免許状を取得しようとする者は、別に定める規程に従い、教員職員免許法及び同法施行規則に定める必要な単位を修得しなければならない。

(教員免許状の種類)

第34条 教員免許状の種類は次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類
心理学部	子ども発達教育学科	幼稚園教諭一種免許状
		小学校教諭一種免許状

(学則の準用)

第35条 この規程に定めるもののほか、学生に関する事項については、本学学則を準用する。

附則 この規程は平成24年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 4 条については従前の規程による。

附則 この改定規程は平成 29 年 4 月から施行する。

附則 この改正規定は令和 3 年 4 月から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 2 条、第 4 条、第 11 条、第 22 条については従前の規程による。

#### 別表 I

通信教育部の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

(心理学部子ども発達教育学科)

#### 別表 II

通信教育部 (心理学部子ども発達教育学科)

※実習費は、実習選択者のみ履修当該年度に徴収するものとする。

(学則の準用)

第 35 条 この規程に定めるもののほか、学生に関する事項については、本学学則を準用する。

附則 この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 4 条については従前の規定による。

附則 この改正学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 4 条については従前の規程による。

附則 この改正学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 2 条、第 4 条、第 2 2 条については従前の規程による。

なお、第 2 条の規程にかかわらず、令和 3 年度から令和 5 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学 部・学 科	収 容 定 員		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
心理学部子ども発達教育学科	<u>240</u>	<u>130</u>	<u>50</u>